

第2回策定委員会資料(H26.10.3)

資料（議題（5）関係）

指定介護予防事業等の人員及び運営に関する基準を定める条例制定について

て

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例制定について

1 条例制定の背景

「地域の自主性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号。「(第3次)地域主権一括法」）の施行に伴い、介護保険法（平成9年法律第123号）の一部が改正されました。これにより、今まで厚生労働省令等により全国一律に定められていた「指定介護予防支援等の事業に関する人員及び運営等の基準」及び「地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準」について、平成27年4月までに地方自治体が条例で定めることになりました。

2 基準の分類

米子市が基準を条例で定めるに当たっては、従来の国で定める基準を次の2つに分類し、条例制定に一定の規制がかけられています。

- (1) 「従うべき基準」 国基準に拘束される程度が強い基準で、条例の内容を直接的に拘束し、必ず適合しなければならない規準です。当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定める条例は認められますが、国基準を下回る内容を定めることはできません。
- (2) 「参酌すべき基準」 国基準に拘束される程度が弱い基準で、地方自治体が十分に参酌（参考に）したうえで、地域の実情に応じて、国基準と異なる内容を定めることができます。

3 条例案骨子及び概要

- (1) 「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」について

○ 指定介護予防支援事業者とは

介護保険制度の基本理念である「自立支援」、すなわち利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を継続するということを実現するため、「要支援1」又は「要支援2」と判定された方に対して、要介護状態（要介護1～5）へ移行することを予防する観点から、「介護予防ケアマネジメント」（※①）を行う事業者です。

これらの基本理念を踏まえ介護予防支援の事業については、地域包括支

援センターが指定介護予防支援事業者としての指定を受け、主体的に行う業務としています。

ここで定める指定介護予防支援事業とは、地域包括支援センター又は地域包括支援センターにおける介護予防支援事業の介護予防ケアマネジメント業務（介護予防ケアプランの作成⇒要支援者が介護予防サービスを利用）についてのみ、委託（※②）を受け、行うことができる事業者をいいます。（通常は要介護認定者のケアマネジメントを行う居宅介護事業者になります。）

※① 介護予防ケアマネジメントとは

介護予防の効果が最大限発揮され、利用者が有している生活機能の維持・向上が図られるよう、目的指向型の計画を作成し、利用者自身によるサービスの選択の尊重、保健・医療・福祉サービスの総合的、効率的な活用、利用者主体、公正中立、地域における様々な取組との連携等が行われ、その利用者がその人らしい充実した毎日を送ることができるよう支援すること。

※② 地域包括支援センターは、委託する居宅介護支援事業者が委託に必要な要件（当該基準省令第12条）を備えているか事前に確認する必要があります。「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」⇒市町村の条例委任される。

つまり、この基準とは、指定介護予防支援を行う事業者（地域包括支援センター又は地域包括支援センターから介護予防ケアマネジメント業務の委託を受ける事業者）に関する基準です。

○ 基準条例案の骨子

当市の実情に国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、基本的には、次のとおり国の基準を米子市の基準とします。

区分	基準	市の考え方
従う	<ul style="list-style-type: none">・人員に関する基準・内容及び手続の説明及び同意・サービス提供拒否の禁止・秘密保持・事故発生時の対応	省令どおりの基準とします。
参酌	「従うべき基準」以外の基準全て	次表のとおり、市の独自基準を設けます。 それ以外は、国の基準どおりとします。

<市の独自基準>

項目	条項	基準の内容		市の考え方
		国基準(現行)	市の基準(案)	
暴力団等の排除	なし	規定なし	役員等が暴力団員等でないこと。 事業所運営について暴力団等の支配を受けないこと。	市民の安全・安心を図るため、米子市暴力団排除条例に基づき、暴力団排除に関する規定を追加する。
人権の尊重に関する措置	なし	規定なし	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置すること等の措置を講じるよう努めなければならない。	基準省令において、人権尊重の規定がない、若しくは抽象的なものについて、具体的な規定として、研修実施等の努力義務を課す。
申請者の資格	介護保険法第115条の22第2項第1号、第3項	申請者が市の条例で定めるものでないときは指定してはならない。条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準にしたがつて定めるものとする。 法第115条の22第3項の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。	申請者は、法人(暴力団等以外)であることとする。	暴力団排除の要件を加える。
記録の整備	第28条第2項	サービスの提供に関する記録を整備し、 <u>2年間</u> 保存しなければならない。	サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から <u>5年間</u> 保存しなければならないこととする。	介護報酬過誤返還等の公法上の債権消滅時効は5年であることから、書類保存年限を対応させるため修正する。

項目	条項	基準の内容		市の考え方
		国基準（現行）	市の基準（案）	
指定介護予防支援の業務の委託	第12条	<p>指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るために地域包括支援センター運営協議会の議を経なければならない。 ・委託に当たっては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮すること。 ・委託する指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者でなければならないこと。 ・委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、基本方針、運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に関する規定を遵守するよう措置させなければならないこと。 	<p>国基準に次の規定を加える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託する指定居宅介護支援事業者に対し、地域ケア会議に参加させ、又は地域包括支援センターが行う包括的支援事業その他の事業に協力させること。 	<p>第5期計画の重点項目である「地域包括ケア体制」の構築は、第6期計画以後の計画でも地域包括ケア実現のための方向性を承継していくことから、地域包括ケアシステム構築の手段として位置付ける地域ケア会議への参加や、地域包括ケア体制の構築において重要な位置付けとなっている地域包括支援センターが行う包括的支援事業やその他の事業に協力することを追加する。</p>

(2) 「地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例」について

○ 地域包括支援センターの概要

地域包括支援センターは、高齢者の生活を総合的に支えていくための機関です。

ここでは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（主任ケアマネージャー）などが中心となって、介護予防に関する介護予防ケアマネジメントをはじめとする高齢者への総合的な支援を行います。

当市においては、社会福祉法人等に委託する地域包括センターを7カ所設置しています。

市町村では、高齢者が要支援・要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り地域で自立した生活を営むことができるよう支援することを目的として、地域支援事業を実施しています。このうち地域包括支援センターには必須事業として、地域支援事業の一つである「包括的支援事業」と「指定介護予防支援事業」があります。その他に、市町村が包括支援センターに委託することが可能な任意事業として地域支援事業に規定されている事業と厚生労働省が定める事業があります。

地域包括支援センター必須事業

事 業 名	内 容
包括的支援事業	介護予防ケアマネジメント事業 二次予防事業の対象者（主として要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められる65歳以上の者）が要介護状態等になることを予防するため、その心身の状況に応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を行うものです。
	総合相談支援事業 高齢者ご本人や家族などからの相談を受け、問題の解決に向けた情報提供や関係機関等の紹介を行い、また、専門的な支援が必要な方については、個別の支援計画を作成し、適切なサービス等の実施につなげます。
	権利擁護事業 権利侵害を受けている、または受ける可能性が高いと考えられる高齢者が、地域で安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、権利侵害の予防や対応を専門的に行う

		ものです。事業内容としては、高齢者虐待の防止及び対応、消費者被害の防止及び対応、判断能力を欠く状況にある人への支援などがあります。
	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができ、個々の高齢者の状態や変化に応じて包括的・継続的に支援していくことができるよう、介護支援専門員、主治医及び地域の関係機関等の連携・協働体制づくりや介護支援専門員に対するサポートを行います。
	指定介護予防支援事業 (※委託可能)	もう一つの必須事業として指定介護予防支援があります。指定介護予防支援は、介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、予防給付に関するケアマネジメント業務を行うものです。

その他に、市町村が地域包括支援センターに委託することが可能な任意事業があります。

<介護予防サービスの内容>

予防給付として提供される介護予防サービスには、「介護予防通所介護」、「介護予防通所リハビリテーション」、「介護予防訪問介護」及び「介護予防福祉用具貸与」などがあります。

○ 基準条例案の骨子

当市の実情に国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、基本的には、次のとおり国の基準を米子市の基準とします。

ただし、第1号被保険者の数が6,000人を超える地域包括支援センター職員配置基準を追加します。

区分	基準	市の考え方
従う	・職員の職種や人数に関する基準	省令どおりの基準とします。
参酌	・基本方針 ・運営	従来からこの基準により運営しており、原則として引き継ぐこととします。

介護保険法第百十五条の四十六第四項の厚生労働省令で定める基準(介護保険法施行規則:平成11年厚生労働省令第36号)	米子市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例(案)
<p>第百四十条の六十六</p> <p>一 地域包括支援センターは、次号に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにならなければならない。</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第一条 地域包括支援センターは、次号に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにならなければならない。</p>
<p>二 一の地域包括支援センターが担当する区域における第一号被保険者の数がおおむね三千人以上六千人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとすること。</p> <p>イ 保健師その他これに準ずる者 一人</p> <p>ロ 社会福祉士その他これに準ずる者 一人</p> <p>ハ 主任介護支援専門員(第百四十条の六十八第一項に規定する主任介護支援専門員研修を終了した者をいう。)その他これに準ずる者 一人</p>	<p>(職員数の基準)</p> <p>第一条 一の地域包括支援センターが相当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1) 保健師その他これに準ずる者 1人</p> <p>(2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人</p> <p>(3) 主任介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を終了した者をいう。)その他これに準ずる者 1人</p>
3 前号の規定にかかわらず、次のイからハまでのいずれかに掲げる場合に	2 一の地域包括支援センターが担当する区域の第1号被保険者の数が

は、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の上欄に掲げる担当する区域における第一号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによることができる。

おおむね6,000人を超える場合の
人員配置基準は、第1項に定める職員
の員数に次の各号に定める員数を加
えるものとする。

- (1) おおむね7,000人未満 前項第1号から第3号までに掲げる者のうちから1人
- (2) おおむね7,000人以上8,000人未満 前項第1号から第3号までに掲げる者のうちから2人
- (3) おおむね8,000人以上9,000人未満 前項第1号から第3号までに掲げる者のうちから3人
- (4) おおむね9,000人以上 前項第1号から第3号までに掲げる者のうちから4人

- イ 第一号被保険者の数がおおむね三千人未満の市町村に地域包括支援センターを設置する場合
ロ 市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律五十九号）第二条第二項に規定する合併市町村又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合若しくは広域連合であって、前号に基準によって地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると地域包括支援センター運営協議会（次号に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。ハにおいて同じ。）

において認められた場合

ハ 市町村の人口規模にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置する必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合

担当する区域における第一号被保険者の数	人員配置基準
おおむね千人未満	前号イからハまでに掲げる者のうちから一人又は二人
おおむね千人以上二千人未満	前号イからハまでに掲げる者のうちから二人（うち一人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね二千人以上三千人未満	専らその職務に従事する常勤の前号イに掲げる者一人及び専らその職務に従事する常勤の前号ロ又はハに掲げる者のいずれか一人

3 地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合は、地域包括支援センターの人員配置基準は、担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) おおむね1,000人未満
前項第1号から第3号までに掲げる者のうちから1人又は2人
- (2) おおむね1,000人以上
2,000人未満 前項第1号から第3号までに掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
- (3) おおむね2,000人以上
3,000人未満 専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の前項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

<p>※平成18年厚生労働省老健局計画課長通知第6による「これらに準ずる者」</p>	<p><u>4 第1項に規定する準ずる者については、それぞれ次の各号に定めるものとする。</u></p> <p>(1) <u>保健師に準ずる者 地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師（准看護師を除く。）</u></p> <p>(2) <u>社会福祉士に準ずる者 福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者</u></p> <p>(3) <u>主任介護支援専門員に準ずる者 厚生労働省が定めるケアマネジメントリーダー研修を終了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者</u></p>
<p>4 地域包括支援センターは、当該市町村の地域包括支援センター運営協議会（指定居宅サービス事業者等（法第二十二条第三項に規定する指定居宅サービス事業者等をいう。）又はこれらの者に係る団体の代表者、居宅サービス等の利用者又は第一号被保険者若しくは第二号被保険者の代表者、地域住民の権利擁護を行い又は相談に応ずる団体等の代表者、地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者等のうち、地域の実情を勘案して市町村が適当と認める者により構成されるものをいう。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保すること。</p>	<p>地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第4号に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。</p>

4 施行日 平成27年4月1日

5 根拠・基準となる法令

- ・介護保険法第115条の24第1項、第2項及び第115条の46第4項
- ・介護保険法第115条の22第2項及び第59条第1項
- ・指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）
- ・介護保険法施行規則（平成11年厚生省令36号）第140条の66（地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準）

6 今後のスケジュール

日 程	内 容
平成26年9月	地域包括支援センター運営協議会並びに介護保険事業計画策定委員会で意見聴取
平成26年9月～ 10月	市ホームページ等により、パブリックコメント（意見募集）の実施
平成26年11月	条例最終案を決定
平成26年12月	条例案の議会議決
平成27年4月1日	条例施行